

事業報告書			
医療法人整理番号		28087	
報告期間		自 令和7年4月1日	
		至 令和8年3月31日	
1 事業報告書の概要			
(1)	名称	社会医療法人松蔭会	分類①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当するものをリストから選択すること。（会計年度内に変更があった場合は変更後。） 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
	分類①	社団（出資持分なし）	
	分類②	社会医療法人	
	分類③	基金制度不採用	
(2)	事務所の所在地	兵庫県	
	都道府県	姫路市	
	市区町村	飾磨区英賀春日町2丁目25番地	
	町名・番地		
	建物名		
		従たる事務所の記載はこちら	
(3)	設立認可年月日	昭和56年6月1日	
(4)	設立登記年月日	昭和56年6月5日	
(5)	理事長の氏名	入江	
	姓		
	名	隆三郎	
	役員及び評議員の人数	9	
	役員及び評議員	記載はこちら	
2 事業の概要			
(1-1)	本来業務（病院、診療所）	記載はこちら	(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。
(1-2)	本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）	記載はこちら	
(2)	附帯業務	記載はこちら	
(3)	収益業務	記載はこちら	
(4)	当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はこちら	
(5)	当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はこちら	(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。
(6)	当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はこちら	
(7)	当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	記載はこちら	
(8)	当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はこちら	全ての指定内容について記載しても差し支えない。
(9)	その他	記載はこちら	当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

事業報告書				
1-(2) 従たる事務所の所在地				
都道府県	市区町村	町名・番地	建物名	

事業報告書				
1-(5) 役員及び評議員				
役職	姓	名	備考	
理事	入江	隆三郎	理事長、社会医療法人松蔭会 介護老人保健施設ゆめさき 施設長	
理事	入江	興四郎	常務理事	
理事	入江	聰五郎	社会医療法人松蔭会 入江病院 管理者	
理事	田中	小夜子		
理事	古山	喜草		
理事	松本	哲生		
監事	谷川	達美		
監事	増野	園恵		
監事	高須	俊成		

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第1項の認定を受けた医療法人」以外の

医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は
介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを
記載すること。（医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照）

事業報告書											
2-(1) 本来業務 (開設する病院、診療所（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）											
種類	施設の名称	指定管理	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数						
病院	社会医療法人松蔭会 入江病院		2814Ubb63	兵庫県姫路市飾磨区英賀春日町 2 丁目 2 5 番地	一般病床	療養病床	医療保険	介護保険	精神病床	感染症病床	結核病床
					94	105	105	0	0	0	0

注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所員及び通所定員を記載すること。

事業報告書						
2-(1) 本事業務 (介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)						
種類	施設の名称	指定管理	施設の介護事業所番号	開設場所	入所定員	通所定員
介護老人保健施設	社会医療法人松縣会 介護老人保健施設ゆめさき		2854080062	兵庫県姫路市広畑区西夢前台 6 丁目 5 6 番地 1	100	40

注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

事業報告書				
2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務）				
種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考	
居宅介護支援事業所ゆめさき		兵庫県姫路市広畑区西夢前台 6 丁目 5 6 番地 1		
サービス付き高齢者向け住宅リリーフあがほ		兵庫県姫路市飾磨区英賀春日町 2 丁目 1 1 番地		
訪問看護ステーションゆめさき		兵庫県姫路市飾磨区英賀春日町 2 丁目 2 5 番地		

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

事業報告書		
2-(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）		
種類	実施場所	備考
不動産賃貸業	姫路市飾磨区英賀春日町2丁目18番1～4	

事業報告書	
2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	
日付	議決又は同意した事項
令和7年6月27日	令和6年度 決算承認の件
令和7年12月25日	土地購入及び土地購入資金の借入れの件
令和7年12月25日	新病院建設計画の件
令和8年2月6日	社員及び監事選任の件
令和8年3月23日	定款変更の件
令和8年3月23日	令和8年度の事業計画・予算（案）の承認
令和8年3月22日	借入金の最高限度額 決定の件
令和8年3月22日	役員報酬金額 決定の件
注) 2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないと。	

法人名 社会医療法人松蔭会
所在地 兵庫県姫路市飾磨区英賀春日町2丁目2番地

※医療法人整理番号 28087

貸借対照表
令和8年3月31日 現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	761,387	I 流動負債	1,116,854
現金及び預金	76,596	買掛金	87,731
事業未収金	636,717	短期借入金	479,000
たな卸資産	42,453	その他の流動負債	200,040
前払費用	8,349	未払金	250,809
その他の流動資産	1,151	未払費用	9,905
貸倒引当金	-3,880	未払法人税等	82
その他の流動資産		未払消費税等	1,280
		預り金	21,206
		賞与引当金	66,641
		その他の流動負債	160
		その他引当金	
		その他の流動負債	
II 固定資産	2,180,537	II 固定負債	1,351,705
1 有形固定資産	1,821,235	長期借入金	603,471
建物	714,394	退職給付引当金	452,435
構築物	2,419	その他の固定負債	288,330
その他の器械備品	220,592	その他の固定負債	7,469
土地	867,717	その他の固定負債	
その他の有形固定資産	16,112	その他の固定負債	
土地			
建設仮勘定			
その他の有形固定資産			
		負債合計	2,468,559
		純資産の部	
2 無形固定資産	115,939	科目	金額
借地権	1,428	I 基金	
ソフトウェア	114,502	II 積立金	473,365
その他の無形固定資産		設立等積立金	432,280
		繰越利益積立金	41,084
		その他積立金	
3 その他の資産	243,363	III 評価・換算差額等	
長期貸付金	11,315	その他有価証券評価差額金	
長期前払費用	5,912	繰延ヘッジ損益	
その他の固定資産	188,210		
その他の固定資産	37,909		
その他の固定資産	17		
長期前払費用			
繰延税金資産			
その他の固定資産			
		純資産合計	473,365
資産合計	2,941,923	負債・純資産合計	2,941,923

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

法人名 社会医療法人松藤会
所在地 兵庫県姫路市飾磨区英賀春日町2丁目25番地

医療法人整理番号 28087

損 益 計 算 書
自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日

(単位：千円)

科目		金 額	
I 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			3,922,278
2 事業費用			
(1) 事業費	3,847,196		
(2) 本部費	20,962		3,868,158
本来業務事業利益			54,120
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			75,064
2 事業費用			103,816
附帯業務事業損失			28,752
C 収益業務事業損益			
1 事業収益			426
2 事業費用			646
収益業務事業損失			220
事業利益			25,148
II 事業外収益			
受取利息	572		
その他の事業外収益	17		589
III 事業外費用			
支払利息	9,673		
その他の事業外費用			9,673
経常利益			16,064
IV 特別利益			
固定資産売却益	28		
その他の特別利益			28
V 特別損失			
固定資産売却損	13,732		
その他の特別損失	315		14,047
税引前当期純利益			2,045
法人税・住民税及び事業税	82		
法人税等調整額			82
当期純利益			1,963

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式第三号

法人名 社会医療法人 松藤会
所在地 兵庫県姫路市飾磨区英賀春日町2丁目25番地

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和 8 年 3 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	2,941,923 千円
2. 負 債 額	2,468,559 千円
3. 純 資 産 額	473,365 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	761,387
B 固 定 資 産	2,180,537
C 資 産 合 計 (A+B)	2,941,923
D 負 債 合 計	2,468,559
E 純 資 産 (C-D)	473,365

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。		
土 地	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))	
建 物	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))	

様式5

法人名 社会医療法人 松蔭会
所在地 兵庫県姫路市飾磨区英賀春日町2丁目25番地

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

社会医療法人 松藤会
理事長 入江 隆三郎 殿

私たちは、社会医療法人松藤会の令和7会計年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書(医療法人会計基準第3条に規定する重要な会計方針の記載及び第22条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む)、純資産変動計算書及び附属明細表の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 6 月 4 日
社会医療法人 松藤会

監 事 谷川 達美

監 事 高須 俊成

監 事 増野 園恵

添付書類（構造設備及び体制）

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：社会医療法人 松藤会 理事長 入江 隆三郎

住 所：兵庫県姫路市飾磨区英賀春日町2丁目25番地

以下のとおり相違ありません。

施 設 名	社会医療法人 松藤会 入江病院
施設の所在地	兵庫県姫路市飾磨区英賀春日町2丁目25番地
管轄保健所名	姫路市保健所

1 診療科目

科 目	内科	循環器内科	消化器内科	糖尿病内科	腎臓内科	人工透析内科
	外科	消化器外科	乳腺外科	大腸・肛門外科	整形外科	脳神経外科
	泌尿器科	リハビリテーション科	麻酔科	科	科	科

2 許可病床数

一 般		療 養		結 核		精 神		感 染 症		合 計	
室	床	室	床	室	床	室	床	室	床	室	床
40	107	29	92							69	199

3 構造設備

(1) 総括表（該当する業務の区分及び所有する施設・設備等の口にチェックすること。）

業務の区分	施 設	設 備 等
☒ 救急医療 ☐ 精神科救急医療 ☐ 災害医療 ☐ 新興感染症発生・まん延時における医療 ☐ へき地医療 ☐ 病院 ☐ へき地診療所 ☐ 周産期医療 ☐ 小児救急医療	☐ 集中治療室 ☐ 集中治療室（一部は陰圧化が可能なもの） ☐ 母体胎児集中治療管理室 ☐ 新生児集中治療管理室 ☒ 診察室 ☒ 手術室 ☒ 処置室 ☒ 発熱患者等専用として使用可能な診察室（プレハブ・簡易テント等を含む。） ☒ 臨床検査施設 ☒ エックス線診療室 ☒ 調剤所 ☐ 保護室 ☒ 面会室 ☐ 診察室（発熱） ☒ 専用病床（ 2 床） ☐ 優先的に使用される病床 ☐ 陰圧病室（確保病床 床） ※医療措置協定による確保病床（ 床）の半数以上が陰圧病室内にあること。 ☐ 個室病室 ☐ 備蓄倉庫 ☐ ヘリポート（ ☐ 敷地内 ☐ 近接地） ☒ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	☐ 病床において酸素投与及び呼吸モニタリングが可能な設備 ☒ 感染を判断するための検査機器 ☐ 分娩監視装置 ☐ 新生児用呼吸循環監視装置 ☒ 超音波診断装置 ☐ 新生児用人工換気装置 ☒ 微量輸液装置 ☐ 保育器 ☐ 簡易ベッド ☐ 携帯用医療機器 ☐ 個人防護具 ☐ 感染患者を隔離し動線確保に必要なパーテーション等 ☒ 食料 ☒ 飲料水 ☒ 医薬品 ☐ 自家発電装置 ☐ トリアージタッグ ☐ 救急用自動車 ☒ 広域災害・救急医療情報システム ☐ 新興感染症発生・まん延時の医療の提供において都道府県知事が求める機能に応じて必要となる設備（ ）

- 「新興感染症発生・まん延時における医療」については、申請時に有していない施設又は設備がある場合において、医療措置協定を締結した日から３年を超えない範囲で当該協定を締結した病院の所在地の都道府県知事が適当と認めた期間内に当該施設又は設備について整備する計画（様式任意）がある場合は、これを添付するとともに、以下を記載すること。

「新興感染症発生・まん延時における医療」に係る施設又は設備の整備計画の概要

- ・施設整備計画
- ・設備整備計画

(2) 災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要

区 分	構造の概要	耐震基準	用途の区分	室 数

(3) へき地医療拠点病院に医師を派遣する場合、又は開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要

病 院 名	施 設	へき地診療所からの入院患者の受入れ体制
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数（ 床） ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数（ 床） ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数（ 床） ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	

※ へき地医療拠点病院に医師を派遣する病院にあつては、(1) 総括表の「施設」欄の記載と重複するため、本表の「施設」欄は記載不要。

4 職種別従業員数

職種 人員	医師	歯科医師	薬剤師	診療放射線技師	歯科技工士	臨床検査技師	歯科衛生士	看護師	助産師	栄養士	理学療法士	作業療法士	臨床工学技士	事務職員	調理師	その他	計
定員	10		2					54		1							67
実人員	43		6	6		8		166		8	36	16	9	54	3	67	422
内特殊 関係者	2													1			3

5 勤務体制

	体制	昼間（15時現在）		夜間（3時現在）		休日（15時現在）	
		専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任
医師	病院内		9		1		1
	オンコール						
内 精神科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 小児科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 産婦人科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
薬剤師	病院内		3				
	オンコール				1		1
診療放射線技師	病院内		4		1		1
	オンコール						
臨床検査技師	病院内		5		1		1
	オンコール						
看護師	病院内		5 6		1 1		2 9
	オンコール						
合 計	病院内		7 7		1 4		3 1
	オンコール				1		1
内 救急医療（再掲） （精神科救急医療含む）	病院内						
	オンコール						
内 周産期医療（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 小児救急医療（再掲）	病院内						
	オンコール						

6 その他の体制

※「有無」について、有の場合は空欄に「○」を付すこと。

(1) 精神科救急医療の場合のみ

・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第1号に基づく都道府県知事の指定の有無	
・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第3号に基づく常時勤務する指定医の人数	人

(2) 災害医療の場合のみ

・ 災害派遣医療チーム（DMAT）の有無	
----------------------	--

(3) 新興感染症発生・まん延時における医療の場合のみ

①感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定であって、同項第1号に掲げる事項に係るものについて

次の措置を全て含む協定締結の有無 ・ 感染症法第36条の9第1項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に即応病床化し、かつ確保病床数が30床以上であることを内容に含んだ病床確保に係る措置 ・ 感染症法第36条の9第1項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に開始し、かつ1日当たり20人以上の診療を行うことを内容に含んだ発熱外来に係る措置 ・ 医療人材派遣に係る措置	
--	--

②医療法第30条の12の6第1項に規定する協定について

・ 災害派遣医療チーム（DMAT）に係る協定締結の有無	
・ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）に係る協定締結の有無	
・ 災害支援チームに係る協定締結の有無	

※都道府県知事と締結した「医療措置協定」及び「医療法第30条の12の6第1項に規定する協定」を添付すること。

添付書類 1－2（救急医療）

医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：社会医療法人 松藤会 理事長 入江 隆三郎

住 所：兵庫県姫路市飾磨区英賀春日町 2 丁目 2 5 番地

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	社会医療法人 松藤会 入江病院
病院の所在地	兵庫県姫路市飾磨区英賀春日町 2 丁目 2 5 番地
管轄保健所名	姫路市保健所

〔夜間等救急自動車等搬送件数〕

消防機関の救急自動車による搬送件数	① 3, 2 4 2 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	② 0 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	③ 0 件
ヘリコプターによる搬送件数	④ 0 件
合 計	3, 2 4 2 件
3 会計年度平均	1, 0 8 1 件
直近に終了した 3 会計年度に含まれる令和 2 年 2 月から令和 3 年 3 月までの月数 (A)	0 月
直近に終了した 3 会計年度に含まれる令和 3 年 4 月から令和 4 年 3 月までの月数 (B)	0 月
直近に終了した 3 会計年度中に国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルスの発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて休業した日がない場合の基準値 ・ 救急医療については、 別添 1 中別表 1 上欄に掲げる月数（A）の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表 2 上欄に掲げる月数（B）の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数を 7 5 0 から控除した数 ・ 災害医療については、 別添 1 中別表 3 上欄に掲げる月数（A）の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表 4 上欄に掲げる月数（B）の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数を 6 0 0 から控除した数	⑤ 7 5 0 件
直近に終了した 3 会計年度における国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数（※）	⑥ 0 日

直近に終了した3会計年度中に国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合の基準値（⑤－⑥×2÷3）	750 件
---	-------

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した3会計年度における夜間（午後6時から翌日の午前8時までとし、休日を除く。）及び休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日及び年末年始の日（1月1日を除く12月29日から1月3日まで）及び土曜日又はその振替日）の救急搬送件数を記載すること。

※国又は地方公共団体からの要請により休業した日数

期 間	日 数
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
通算日数	⑥ 0 日

添付資料

- 夜間等救急自動車等搬送件数明細表
- 夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等の写し（患者の氏名及び住所に係る記載の部分については、消去等の処理をすること。））

夜間等救急自動車等搬送件数明細表

(自 令和 5年 4月 1日 至 令和 6年 3月31日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	1, 1 2 9 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
ヘリコプターによる搬送件数	0 件
合計	1, 1 2 9 件

(自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月31日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	1, 0 8 7 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
ヘリコプターによる搬送件数	0 件
合計	1, 0 8 7 件

(自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月31日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	1, 0 2 6 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
ヘリコプターによる搬送件数	0 件
合計	1, 0 2 6 件

(合 計)

消防機関の救急自動車による搬送件数	3, 2 4 2 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
ヘリコプターによる搬送件数	0 件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類 7

公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第1号から第3号まで及び第6号）に該当する旨を説明する書類（運営）

申請者名：社会医療法人 松藤会 理事長 入江 隆三郎

住 所：兵庫県姫路市飾磨区英賀春日町2丁目25番地

以下のとおり相違ありません。

1 運営組織（法第42条の2第1項第1号から第3号まで、規則第30条の35の3第1項第1号イ及びハ）

	総 数	最も人数の多い 親 族 等 の グループの人数	親 族 等 の 割 合	最も人数の多い 他の同一団体の グループの人数	他の同一団体 の 割 合
理 事	6 人	3 人	33.3 %	－ 人	－ %
監 事	3 人			－ 人	－ %
社 員	9 人	3 人	33.3 %		
評議員	－ 人	－ 人	－ %		

2 役員等の選任方法（規則第30条の35の3第1項第1号ロ）

（財団医療法人である場合は、該当する項目欄の口にチェックすること。）

☐ すべての評議員を理事会において推薦

3 報酬等の支給基準（規則第30条の35の3第1項第1号二）

（該当する項目欄の口をチェックすること。）

■ 理事、監事及び評議員に対する報酬等について、支給基準を定めている

	支給基準の内容
理 事	役員報酬・賞与・退任慰労金に関する規程どおり
監 事	役員報酬・賞与・退任慰労金に関する規程どおり
評議員	該当なし

添付資料

○ 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準

4 経理内容（規則第30条の35の3第1項第1号ホ及びへ）

区 分	医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対する特別の利益の供与の内容	特別の利益の有無
施設の利用	該当なし	有 ・ ☒ 無
金銭の貸付け	該当なし	有 ・ ☒ 無
資産の譲渡	該当なし	有 ・ ☒ 無
給与の支給	該当なし	有 ・ ☒ 無
役員等の選任	該当なし	有 ・ ☒ 無
その他財産の運用 及び事業の運営	該当なし	有 ・ ☒ 無

5 遊休財産（規則第30条の35の3第1項第1号ト及び第2項）

区 分	金 額
A 資産の総額	2, 9 4 1, 9 2 3, 3 4 1円
B 純資産の額	4 7 3, 3 6 4, 7 0 5円
C 純資産の額の資産の総額に対する割合（ $B/A \times 100$ ）	1 6. 1 %
D 控除対象財産の帳簿価額（イからへまでの合計額）	2, 6 6 5, 5 3 7, 2 2 5円
イ 本来業務の用に供する財産	2, 6 1 5, 8 3 5, 2 8 6円
ロ 附帯業務の用に供する財産	3 9, 9 1 5, 8 0 5円
ハ 収益業務の用に供する財産	9, 7 8 6, 1 3 4円
ニ イからハまでに掲げる業務を行うために保有する財産	0円
ホ 減価償却引当特定預金	0円
ヘ 特定事業準備資金	0円
E 遊休財産額（ $(A-D) \times C$ ）	4 4, 4 9 8, 1 6 5円
F 事業費用の額	3, 8 6 8, 1 5 7, 8 7 8円

添付資料

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書（新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合に限る。）

6 保有財産（規則第30条の35の3第1項第1号チ）

区 分	具 体 的 な 内 容	他の団体の意思決定への関与の有無
株 式	該当なし	有 ・ ☐ 無
出 資	兵庫県病院協同組合 100,000円 播州信用金庫 100,000円 姫路医師協同組合 30,000円 神戸医師協同組合 20,000円 日本情報サービス協同組合 10,000円 医療信用組合 5,000円	有 ・ ☐ 無
社団法人の社員権	該当なし	有 ・ ☐ 無
組合契約	該当なし	有 ・ ☐ 無
信 託	該当なし	有 ・ ☐ 無
外国の法令に基づく財産	該当なし	有 ・ ☐ 無

7 法令違反（規則第30条の35の3第1項第1号リ）

区 分	具 体 的 な 内 容	事実の有無
法令違反	該当なし	有 ・ ☐ 無
勧告に反する開設、増床、種別変更	該当なし	有 ・ ☐ 無
帳簿書類の隠ぺい、仮装	該当なし	有 ・ ☐ 無
その他公益に反する事実	該当なし	有 ・ ☐ 無

役員報酬・賞与・退任慰労金に関する規定

第一章 総則

(目的)

第1条 この規定は、医療法人松藤会（以下「法人」という）の役員の報酬、賞与、退任慰労金その他の事項を定めたものである。

(役員の種類と適用範囲)

第2条 本規定において役員とは社員総会にて法人の社員の中から選任された理事及び監事をいう。
ただし、必要があるときは社員以外の者から選任することを妨げない。

第二章 役員の報酬

(役員報酬の決定基準)

- 第3条 理事の報酬の総額は、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該経過措置医療法人の経理の状況その他の事情を考慮のうえ、社員総会の決議により定め、理事が複数いる場合の個々の理事の報酬の額は、右総額の範囲内において社員総会の決議により定める。
2. 監事の報酬の総額は、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該経過措置医療法人の経理の状況その他の事情を考慮のうえ、社員総会の決議により定め、監事が複数いる場合の個々の監事の報酬の額は、右総額の範囲内において監事の協議により定める。
3. 役員報酬は年額3600万円を超えてはならない。

(使用人兼務役員の役員報酬)

- 第4条 使用人兼務役員については、原則として使用人給与と役員報酬に分けて支給するものとする。
2. 使用人兼務役員の役員報酬を決定する場合、前条の決定において参考情報として使用人給与を社員に開示するものとする。
3. 使用人兼務役員の使用人給与は、医師職従業員年俸規定、正職員給与規定、パートタイマー給与規定による。

(手当の取り扱い)

第5条 役員の地位に有する者であっても、役員報酬のほか、医師職従業員年俸規定、正職員給与規定、パートタイマー給与規定に基づく手当は、

他の職員と同様の基準でこれら規定を適用して支給する。

(役員報酬の支払いと控除)

第6条 役員報酬は暦月計算とし、従業員給与の支給日に支給する。

2. 社会保険料、税金および控除することについて本人から申し出のあったものは、毎月の報酬から控除して支給する。
3. 役員が、病気その他の理由により欠勤した場合でも、報酬は原則として減額しない。

(報酬額の改定)

第7条 役員報酬は毎年5月に行われる社員総会で改定検討をする。

(非常勤役員の報酬)

第8条 非常勤役員の報酬は、その職責、勤務の実態および法人への貢献度を考慮して決定する。

第三章 役員の賞与

(役員の賞与)

第9条 法人の業績が良好で事業計画を上回る利益を計上した場合は、役員賞与を支給することがある。

2. 理事の賞与の総額は、社員総会の決議により定め、理事が複数いる場合の個々の理事の報酬の額は、右総額の範囲内において社員総会の決議により定める。
3. 監事の賞与の総額は、社員総会の決議により定め、監事が複数いる場合の個々の監事の報酬の額は、右総額の範囲内において監事の協議により定める。

(使用人兼務役員の賞与)

第10条 使用人兼務役員には、従業員の賞与支給時期に、従業員分賞与を支給する。

2. 従業員分賞与は、一般従業員の支給基準に従って決定する。
3. 前項の場合には、前条に定める役員賞与は、従業員分を除いて支給する。

第四章 役員の退任慰労金

(退任慰労金の決定基準)

第11条 退任慰労金は、役員が退任または非常勤役員になった場合に、その在職中の功労に報いるため、社員総会の決議により支給する。

(退任慰労金の算定方法)

第12条 退任慰労金は、役位別にその最終基本報酬額に役位別在任年数および役位別支給係数を乗じて得た額とする。

役位別支給係数は、理事長：3.0、常務理事：2.5、理事：2.0、監事：1.5とする。

退任慰労金＝役位別最終基本報酬額×役位別在任年数×役位別支給係数

2. 役員としての在任年数に非常勤役員または休職期間がある場合は、その期間を除外する。
3. 役員としての在任期間に1年未満の端数があるときは月割りで計算し、1ヶ月未満の端数のあるときは1ヶ月に切り上げて計算する。

(功労金)

第13条 役員在任中に特別な功績や業績があると認められる者には、前条による退任慰労金のほかに、功労金を、社員総会の承認を得て支給することができる。

2. 功労金の額は、以下に定める役位別の基準額に、役位別の在任年数を乗じて得た額を上限とする。

理事長：100～150万円／年 常務理事：70～100万円／年

理 事：50～80万円／年 監 事：10～50万円／年

3. 前項の基準額は、必要に応じて社員総会の議を経て改定することができる。

(退任慰労金の支給時期)

第14条 支給時期についても社員総会で決議する。

(退任慰労金の支給制限)

第15条 役員が能力不足、職務懈怠、信用失墜行為等の不都合な事由により退任または解任された場合は、社員総会の決議により退任慰労金を減額する。

(非常勤役員の退任慰労金)

第16条 非常勤役員に対する退任慰労金は、特に必要と認める場合のほかは原則として支給しない。

(社宅の貸与)

第17条 理事のうち医師職にある者は、医師社宅規程に基づき社宅を貸与することが出来る。

(役員の私的利用の負担)

第18条 役員が医療法人の施設等を私的に利用する場合には、従業員もしくは患者及び利用者と同額を負担しなければならない。

(本規定の改定手続)

第19条 本規定は、社員総会の決議により改定することが出来る。

付 則

この規定は、平成23年4月1日より施行する。

この規定は、平成31年2月13日より改定する。

この規定は、令和元年8月26日より改定する。

保有する資産の明細表

1 総括表

区 分	業務の用に 供する財産	保有財産	減価償却引 当特定預金	特定事業 準備資金	その他の財産
流動資産	684,790,841 円				76,595,683 円
現金及び預金					76,595,683 円
事業未収金	636,717,050 円				円
有価証券					円
たな卸資産	42,453,349 円				円
前渡金	円				円
前払費用	8,349,187 円				円
その他の流動資産	△2,728,745 円				円
固定資産	1,980,746,384 円	0 円	0 円	0 円	199,790,433 円
有形固定資産	1,821,234,617 円	0 円			0 円
建物	714,394,497 円	円			円
構築物	2,419,381 円	円			円
医療用器械備品	円	円			円
その他の器械備品	220,591,828 円	円			円
車両及び船舶	1 円	円			円
土地	867,716,612 円	円			円
建物仮勘定		円			円
その他の有形固定資産	16,112,298 円	円			円
無形固定資産	115,938,915 円	0 円			0 円
借地権	1,427,875 円	円			円
ソフトウェア	114,502,200 円	円			円
その他の無形固定資産	8,840 円	円			円
その他の資産	43,572,852 円		0 円	0 円	199,790,433 円
有価証券					円
長期貸付金					11,315,000 円
役職員等長期貸付金					円
長期前払費用	5,911,618 円				円
繰延税金資産	円				円
減価償却引当特定預金			円		
〇〇事業特定預金				円	
その他の固定資産	37,661,234 円				188,475,433 円
資産合計	①2,665,537,225 円	② 0 円	③ 0 円	④ 0 円	276,386,116 円

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について記載すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。

2 業務の用に供する財産の明細

施設名(事業名) 区分	合 計	本来業務 計	附帯業務 計	収益業務 計
流動資産	684,790,841 円	669,447,733 円	15,243,108 円	100,000 円
事業未収金	636,717,050 円	623,648,812 円	12,968,238 円	100,000 円
たな卸資産	42,453,349 円	42,453,349 円	円	円
前渡金	円	円	円	円
前払費用	8,349,187 円	6,074,317 円	2,274,870 円	円
その他の流動資産	△2,728,745 円	△2,728,745 円	円	円
固定資産	1,980,746,384 円	1,946,387,553 円	24,672,697 円	9,686,134 円
有形固定資産	1,821,234,617 円	1,806,415,786 円	5,132,697 円	9,686,134 円
建物	714,394,497 円	703,522,778 円	1,185,585 円	9,686,134 円
構築物	2,419,381 円	2,419,381 円	円	円
医療用器械備品	円	円	円	円
その他の器械備品	220,591,828 円	216,680,866 円	3,910,962 円	円
車両及び船舶	1 円	1 円	円	円
土地	867,716,612 円	867,716,612 円	円	円
その他の有形固定資産	16,112,298 円	16,076,148 円	36,150 円	円
無形固定資産	115,938,915 円	115,938,915 円	0 円	0 円
借地権	1,427,875 円	1,427,875 円	円	円
ソフトウェア	114,502,200 円	114,502,200 円	円	円
その他の無形固定資産	8,840 円	8,840 円	円	円
その他の資産	43,572,852 円	24,032,852 円	19,540,000 円	0 円
長期前払費用	5,911,618 円	5,911,618 円	円	円
繰延税金資産	円	円	円	円
その他の固定資産	37,661,234 円	18,121,234 円	19,540,000 円	円
資産合計	⑤2,665,537,225 円	2,615,835,286 円	39,915,805 円	9,786,134 円

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について、開設する施設毎に記載（同一施設内において複数の事業を行っている場合にあつては、主たる事業については施設名、その他については事業名を記載）すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。
ただし、現金、預金、有価証券、建物仮勘定、貸付金その他これに類する資産については追加しないこと。
- ⑤が①と一致すること。

2 業務の用に供する財産の明細

区分 \ 施設名(事業名)	本来業務 計	社会医療法人松藤会 入江病院	社会医療法人松藤会 介護老人保健施設 ゆめさき	法人本部
流動資産	669,447,733 円	558,667,015 円	110,774,208 円	6,510 円
事業未収金	623,648,812 円	514,941,159 円	108,707,653 円	円
たな卸資産	42,453,349 円	40,737,516 円	1,715,833 円	円
前渡金	円	円	円	円
前払費用	6,074,317 円	5,671,147 円	396,660 円	6,510 円
その他の流動資産	△2,728,745 円	△2,682,807 円	△45,938 円	円
固定資産	1,946,387,553 円	1,540,203,896 円	406,183,657 円	0 円
有形固定資産	1,806,415,786 円	1,400,516,969 円	405,898,817 円	0 円
建物	703,522,778 円	552,852,333 円	150,670,445 円	円
構築物	2,419,381 円	2,128,710 円	290,671 円	円
医療用器械備品	円	円	円	円
その他の器械備品	216,680,866 円	209,822,942 円	6,857,924 円	円
車両及び船舶	1 円	円	1 円	円
土地	867,716,612 円	619,825,612 円	247,891,000 円	円
その他の有形固定資産	16,076,148 円	15,887,372 円	188,776 円	円
無形固定資産	115,938,915 円	115,930,075 円	8,840 円	0 円
借地権	1,427,875 円	1,427,875 円	円	円
ソフトウェア	114,502,200 円	114,502,200 円	円	円
その他の無形固定資産	8,840 円	円	8,840 円	円
その他の資産	24,032,852 円	23,756,852 円	276,000 円	0 円
長期前払費用	5,911,618 円	5,911,618 円	円	円
繰延税金資産	円	円	円	円
その他の固定資産	18,121,234 円	17,845,234 円	276,000 円	円
資産合計	2,615,835,286 円	2,098,870,911 円	516,957,865 円	6,510 円

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について、開設する施設毎に記載（同一施設内において複数の事業を行っている場合にあつては、主たる事業については施設名、その他については事業名を記載）すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。
ただし、現金、預金、有価証券、建物仮勘定、貸付金その他これに類する資産については追加しないこと。
- ⑤が①と一致すること。

2 業務の用に供する財産の明細

施設名(事業名) 区分	附帯業務 計	居宅介護支援事業所 ゆめさき	サービス付き高齢者向 け住宅リリーフあがほ	訪問看護ステーション ゆめさき
流動資産	15,243,108 円	3,895,957 円	9,388,098 円	1,959,053 円
事業未収金	12,968,238 円	3,895,957 円	7,113,228 円	1,959,053 円
たな卸資産	円	円	円	円
前渡金	円	円	円	円
前払費用	2,274,870 円	円	2,274,870 円	円
その他の流動資産	円	円	円	円
固定資産	24,672,697 円	215,509 円	24,457,188 円	0 円
有形固定資産	5,132,697 円	215,509 円	4,917,188 円	0 円
建物	1,185,585 円	円	1,307,102 円	円
構築物	円	円	円	円
医療用器械備品	円	円	円	円
その他の器械備品	3,910,962 円	215,509 円	3,695,453 円	円
車両及び船舶	円	円	円	円
土地	円	円	円	円
その他の有形固定資産	36,150 円	円	36,150 円	円
無形固定資産	0 円	0 円	0 円	0 円
借地権	円	円	円	円
ソフトウェア	円	円	円	円
その他の無形固定資産	0 円	円	円	円
その他の資産	19,540,000 円	0 円	19,540,000 円	0 円
長期前払費用	円	円	円	円
繰延税金資産	円	円	円	円
その他の固定資産	19,540,000 円	0 円	19,540,000 円	円
資産合計	39,915,805 円	4,111,466 円	33,845,286 円	1,959,053 円

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について、開設する施設毎に記載（同一施設内において複数の事業を行っている場合にあっては、主たる事業については施設名、その他については事業名を記載）すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。
ただし、現金、預金、有価証券、建物仮勘定、貸付金その他これに類する資産については追加しないこと。
- ⑤が①と一致すること。

2 業務の用に供する財産の明細

施設名(事業名) 区分	収益業務 計	不動産賃貸業		
流動資産	100,000 円	100,000 円	円	円
事業未収金	100,000 円	100,000 円	円	円
たな卸資産	円	円	円	円
前渡金	円	円	円	円
前払費用	円	円	円	円
その他の流動資産	円	円	円	円
固定資産	9,686,134 円	9,686,134 円	円	円
有形固定資産	9,686,134 円	9,686,134 円	円	円
建物	9,686,134 円	9,686,134 円	円	円
構築物	円	円	円	円
医療用器械備品	円	円	円	円
その他の器械備品	円	円	円	円
車両及び船舶	円	円	円	円
土地	円	円	円	円
その他の有形固定資産	円	円	円	円
無形固定資産	0 円	0 円	円	円
借地権	円	円	円	円
ソフトウェア	円	円	円	円
その他の無形固定資産	円	円	円	円
その他の資産	0 円	0 円	円	円
長期前払費用	円	円	円	円
繰延税金資産	円	円	円	円
その他の固定資産	円	0 円	円	円
資産合計	9,786,134 円	9,786,134 円	円	円

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について、開設する施設毎に記載（同一施設内において複数の事業を行っている場合にあっては、主たる事業については施設名、その他については事業名を記載）すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。
ただし、現金、預金、有価証券、建物仮勘定、貸付金その他これに類する資産については追加しないこと。
- ⑤が①と一致すること。

3 保有財産の明細

保有財産（使用目的）	使用予定年月日	取得年月日	取得価額	保有財産の 帳簿価額
該当なし			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
合 計	—	—	0 円	⑥ 0 円

（記載上の注意事項）

- ⑥が②と一致すること。

4 減価償却引当特定預金の明細

当該資金の目的	財産の取得又は 改良の予定年度	左記の予定年度 に必要な最低額	減価償却累計額	減価償却引当特定 預金の帳簿価額
該当なし		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合 計	—	0 円	0 円	⑦ 0 円

（記載上の注意事項）

- ⑦が③と一致すること。

5 特定事業準備資金の明細

当該資金の目的	特定事業の開始 予 定 年 度	左記の予定年度 に必要な最低額	毎会計年度に 積み立てる額	特定事業準備資金 の帳簿価額
該当なし		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合 計	—	0 円	0 円	⑧ 0 円

（記載上の注意事項）

- ⑧が④と一致すること。

- 当該資金の目的毎に必要な最低額に関する合理的な算定根拠について、「特定事業準備資金の明細の別紙」（任意の様式）を作成し、併せて提出すること。（なお、当該別紙についても閲覧対象であること）

6 土地の明細

住 所	総面積	内 借地の面積	内 自地の面積	用途の区分
【 別紙明細 】	m ²	m ²	m ²	
	m ²	m ²	m ²	
	m ²	m ²	m ²	

7 建物の明細

区 分	構造の概要	総 面 積	自家・借家	用途の区分	用途別の面積
【 別紙明細 】		㎡			㎡
					㎡
					㎡
		㎡			㎡
					㎡
					㎡
		㎡			㎡
					㎡
					㎡

8 医療用器械備品の明細

[illegible]

法人名 社会医療法人 松蔭会
所在地 兵庫県姫路市飾屋区莚賀津日町2丁目25番地

※医療法人整理番号

純 資 産 変 動 計 算 書
(自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月31日)

	基金 (又は出資金)	積立金			評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産合計
		代替基金	〇 〇 積 立 金	繰越利益積立金	積立金合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
令和 7年 4月 1日 残高	-	-	432,280	39,120	471,400	-	-	-	471,400
会計年度中の変動額									
当期純利益				1,964	1,964				1,964
・・・・・・・・・・									
・・・・・・・・・・									
会計年度中の変動額合計	-	-	-	1,964	1,964	-	-	-	1,964
令和 8年 3月31日 残高	-	-	432,280	41,084	473,365	-	-	-	473,365

1. 純資産の変動事由及び金額の掲載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
2. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前会計年度末残高、会計年度中の変動額及び会計年度末残高に区分して記載することができ、この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
3. 積立金及び純資産の右合計欄の記載は省略することができる。

様式第五号

法人名 社会医療法人松藤会

※医療法人整理番号

所在地 兵庫県姫路市飾磨区英賀春日町2丁目25番地

有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末残高 (千円)
有形 固定 資産	建物	2,912,609	59,469	19,872	2,952,206	2,237,812	46,311	714,394
	構築物	40,459	-	-	40,459	38,040	182	2,419
	その他の器械備品	890,657	154,878	1,007	1,044,527	823,935	82,345	220,592
	車両及び船舶	1,721	-	1,278	443	443	0	0
	土地	702,270	330,894	165,447	867,717	-	-	867,717
	その他の有形固定資産	2,962	22,557	9,407	16,112	-	9,407	16,112
	計	4,550,678	567,798	197,011	4,921,464	3,100,230	138,245	1,821,235
無形 固定 資産	借地権	1,428	-	-	1,428	-	-	1,428
	ソフトウェア	193,342	126,362	-	319,705	205,202	13,109	114,502
	その他の無形固定資産	36	18	45	9	-	-	9
	計	194,806	126,380	45	321,142	205,202	13,109	115,939
その 他の 資産	長期貸付金	11,328	5,423	5,435	11,315	-	-	11,315
	長期前払費用	1,644	5,866	1,598	5,912	-	-	5,912
	保険積立金	172,575	153,316	137,681	188,210	-	-	188,210
	その他の固定資産	38,024	155	270	37,909	-	-	37,909
	繰延資産	10,373	-	-	10,373	10,356	202	17
	計	233,944	164,760	144,984	253,719	10,356	202	243,363

1. 有形固定資産、無形固定資産及びその他の資産について、貸借対照表に掲げられている科目の区分により記載すること。
2. 「前期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。
3. 当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に記載すること。
4. 合併、贈与、災害による廃棄、滅失等の特殊な事由で増加若しくは減少があった場合又は同一の種類のものについて資産の総額の1%を超える額の増加は、その事由を欄外に記載すること。若しくは減少があった場合（ただし、建設仮勘定の減少のうち各資産科目への振替によるものは除く。）
5. 特別の法律の規定により資産の再評価が行われた場合その他特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書（括弧書）として記載し、その増減の事由を欄外に記載すること。
6. 有形固定資産又は無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下である場合又は有形固定資産及び無形固定資産の当該会計年度におけるそれぞれの増加額及び減少額がいずれも当該会計年度末における有形固定資産又は無形固定資産の総額の5%以下である場合には、有形固定資産又は無形固定資産に係る記載中「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の欄の記載を省略することができる。なお、記載を省略した場合には、その旨注記すること。

様式第六号

法人名 社会医療法人松藤会
所在地 兵庫県姫路市飾磨区英賀春日町2丁目25番地

※医療法人整理番号	
-----------	--

引 当 金 明 細 表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (そ の 他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	3,790	3,880	-	3,790	3,880
賞与引当金	66,137	71,568	71,064	-	66,641
退職給付引当金	439,715	68,795	56,075	-	452,435
役員退任慰労引当金	269,743	19,580	992	-	288,330

1. 前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金について、設定目的ごとの科目の区分により記載すること。
2. 「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。
3. 「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

様式第七号

法人名 社会医療法人松藤会
所在地 兵庫県姫路市飾磨区英賀春日町2丁目25番地

※医療法人整理番号	
-----------	--

借入金等明細表

区 分	前 期 末 残 高 (千円)	当 期 末 残 高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	391,000	479,000	0.643	—
1年以内に返済予定の 長期借入金	183,840	200,040	0.824	—
長期借入金（1年以内に 返済予定のものを除く。）	639,511	603,471	0.824	令和9年4月～ 令和12年12月
その他の有利子負債	—	—	—	—
合 計	1,214,351	1,282,511	—	—

1. 短期借入金、長期借入金（貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）及び金利の負担を伴うその他の負債（以下「その他の有利子負債」という。）について記載すること。
2. 重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その内容を欄外に記載すること。
3. 「その他の有利子負債」の欄は、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。
4. 「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。
5. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）及びその他の有利子負債については、貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。

様式第八号

法人名 社会医療法人松藤会
所在地 兵庫県姫路市飾磨区英賀春日町2丁目25番地

※医療法人整理番号	
-----------	--

有 価 証 券 明 細 表

【債 券】

銘 柄	券 面 総 額 (千円)	貸借対照表価額 (千円)
該当なし		
計		

【その他】

種 類 及 び 銘 柄	口 数 等	貸借対照表価額 (千円)
該当なし		
計		

1. 貸借対照表の流動資産及びその他の資産に計上されている有価証券について記載すること。
2. 流動資産に計上した有価証券とその他の資産に計上した有価証券を区分し、さらに満期保有目的の債券及びその他有価証券に区分して記載すること。
3. 銘柄別による有価証券の貸借対照表価額が医療法人の純資産額の1%以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することができる。
4. 「その他」の欄には有価証券の種類（金融商品取引法第2条第1項各号に掲げる種類をいう。）に区分して記載すること。

様式第九の一号

法人名 社会医療法人松藤会
所在地 兵庫県姫路市飾磨区英賀春日町2丁目25番地

※医療法人整理番号	
-----------	--

事業費用明細表

(単位：千円)

区 分	本来業務事業費用			附帯業務 事業費用	収益業務 事業費用	合 計
	事業費	本部費	計			
材料費	476,978	—	476,978	35	—	477,013
給与費	2,438,654	2,971	2,441,625	46,210	—	2,487,835
委託費	114,199	—	114,199	—	—	114,199
経費	816,227	4,704	820,930	48,660	646	870,236
売上原価	—	—	—	—	—	—
その他の事業費用	1,138	13,288	14,426	8,910	—	23,336
計	3,847,196	20,962	3,868,158	103,816	646	3,972,619

1. 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
2. 中区分科目には、それぞれ細区分を設け、売上原価については、商品（又は製品）期首たな卸高、当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）、商品（又は製品）期末たな卸高を、材料費、給与費、委託費、経費及びその他の費用については、その内訳を示す費目を記載する様式によることもできる。
3. その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

様式第九の二号

法人名 社会医療法人松藤会
所在地 兵庫県姫路市飾磨区英賀春日町2丁目25番地

※医療法人整理番号

事業費用明細表
(自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 材料費		
医療薬品費	168,084	
医療材料費	215,607	
支払給食費	93,322	477,013
II 給与費		
役員報酬	94,400	
役員退任慰労引当金繰入	18,587	
給料手当	1,858,802	
賞与	102,318	
賞与引当金繰入	66,641	
退職給付費用	67,262	
法定福利費	279,825	2,487,835
III 委託費		
支払検査料	36,822	
給食委託費	77,377	114,199
IV 経費		
福利厚生費	43,454	
減価償却費	151,555	
地代家賃	89,157	
リース料	30,627	
水道光熱費	99,893	
支払手数料	239,625	
その他	215,925	870,236
V 売上原価		
商品（又は製品）期首たな卸高	—	
当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）	—	
商品（又は製品）期末たな卸高	—	—
VI その他の事業費用		
組み替え費用	14,426	
リリーフあがほ運営費	8,910	23,336
事業費用計		3,972,619

- 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
- I からVIの中区分科目は、省略する様式によることもできる。
- その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

- ・たな卸資産
最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法によっております。(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しています。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	2年～47年
構築物	7年～45年
医療用器械備品	4年～10年
その他の器械備品	3年～15年
車両運搬具	3年～6年

②無形固定資産

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア(法人内使用分)については、法人内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金	前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、債権の貸倒れによる損失に備えるため、法人税法(昭和40年法律第34号)における貸倒引当金の繰入限度額相当額を計上しています。
賞与引当金	従業員の賞与支払に備えるため、支払い見込額の当会計年度負担分を計上しています。
退職給付引当金	役職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務に基づき、当会計年度末において発生していると認められる額を計上しています。 なお当医療法人は、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、簡便法による期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を採用しています。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

5. その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

① 補助金等の会計処理方法

固定資産を購入する目的で受取った補助金等については、受取った会計年度に一括して収益として計上しております。なお、対象となる固定資産について法人税法上の圧縮記帳が認められている場合は、固定資産を直接減額する方法によって処理しております。

② 所有権移転外ファイナンス・リース取引について

リース取引開始日が、前々会計年度末日の負債総額が 200 億円未満である会計年度の所有権移転外ファイナンス・リース取引については賃貸借処理によっております。

6. 重要な会計方針を変更した旨等

該当なし

7. 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

該当なし

8. 担保に供されている資産に関する事項

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地 826,330 千円

建物 586,847 千円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

短期借入金 200,000 千円

一年内返済予定長期借入金 123,000 千円

長期借入金 471,700 千円

9. 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

(1) 法人である関係事業者

該当なし

(2) 個人である関係事業者

該当なし

10. 重要な偶発債務に関する事項

該当なし

11. 重要な後発事象に関する事項

該当なし

12. その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

① 有形固定資産の減価償却累計額 3,100,230 千円

② 賃貸借処理したファイナンス・リース取引

(単位 千円)

科目	リース料総額	未経過リース料
車両運搬具	34,898	18,914
什器備品	118,392	21,945
計	153,290	40,859

独立監査人の監査報告書

2026 年 6 月 4 日

社会医療法人 松藤会
理事会 御中

OAG 監査法人
大阪府吹田市

指 定 社 員 公認会計士 辻 井 芳 樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、医療法第 51 条第 5 項の規定に基づき、社会医療法人松藤会の 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの 2025 年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第 95 号（平成 28 年 4 月 20 日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第 95 号（平成 28 年 4 月 20 日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

様式3-1

法人名 社会医療法人 松藤会

※医療法人整理番号

所在地 兵庫県姫路市飾磨区英賀春日町2丁目25番地

貸 借 対 照 表
(令和 8 年 3 月 3 1 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	761,387	I 流 動 負 債	1,116,854
現金及び預金	76,596	支払手形	-
事業未収金	636,717	買掛金	87,731
たな卸資産	42,453	短期借入金	479,000
前渡金	-	一年以内返済長期借入金	200,040
前払費用	8,349	未払金	250,809
その他の流動資産	1,151	未払費用	9,905
貸倒引当金	△ 3,880	未払法人税等	82
II 固 定 資 産	2,180,537	未払消費税等	1,280
1 有 形 固 定 資 産	1,821,235	預り金	21,206
建物	714,394	前受収益	-
構築物	2,419	賞与引当金	66,641
医療用器械備品	-	その他の流動負債	160
その他の器械備品	220,592	II 固 定 負 債	1,351,705
車両及び船舶	0	医療機関債	-
土地	867,717	長期借入金	603,471
建設仮勘定	-	退職給付引当金	452,435
その他の有形固定資産	16,112	役員退任慰労引当金	288,330
2 無 形 固 定 資 産	115,939	その他の固定負債	7,469
借地権	1,428	負債合計	2,468,559
ソフトウェア	114,502	純資産の部	
その他の無形固定資産	9	科 目	金 額
3 その他の資産	243,363	I 基 金	-
有価証券	-	II 積 立 金	473,365
長期貸付金	11,315	代替基金	-
保有医療機関債	-	設立等積立金	432,280
その他長期貸付金	11,315	繰越利益積立金	41,084
役員等長期貸付金	-	III 評価・換算差額等	-
長期前払費用	5,912	その他有価証券評価差額金	-
保険積立金	188,210	繰延ヘッジ損益	-
その他の固定資産	37,909	純資産合計	473,365
繰延資産	17	負債・純資産合計	2,941,923
資産合計	2,941,923		

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。
4. 千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。
- 金額欄の「×××」に金額を記入し、不要な「×××」は削除すること。

様式4-1

法人名 社会医療法人 松藤会

※医療法人整理番号

所在地 兵庫県姫路市飾磨区英賀春日町2丁目25番地

(自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		3,922,278
2 事業費用		
(1) 事業費	3,847,196	
(2) 本部費	20,962	3,868,158
本来業務事業利益		54,120
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		75,064
2 事業費用		103,816
附帯業務事業損失		28,752
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		426
2 事業費用		646
収益業務事業損失		220
事業利益		25,149
II 事業外収益		
受取利息	572	
その他の事業外収益	17	589
III 事業外費用		
支払利息	9,673	
その他の事業外費用	-	9,673
経常利益		16,065
IV 特別利益		
固定資産売却益	28	
その他の特別利益	-	28
V 特別損失		
固定資産除却損	13,732	
その他の特別損失	315	14,047
税引前当期純利益		2,046
法人税・住民税及び事業税	82	
法人税等調整額	-	82
当期純利益		1,964

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

3. 千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

金額欄の「×××」に金額を記入し、不要な「×××」は削除すること。

様式 2

法人名 社会医療法人 松藤会

※医療法人整理番号

所在地 兵庫県姫路市飾磨区英賀春日町2丁目25番地

財 産 目 録

(令和 8年 3月31日現在)

1. 資 産 額	2,941,923 千円
2. 負 債 額	2,468,559 千円
3. 純 資 産 額	473,365 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	761,387
B 固 定 資 産	2,180,537
C 資 産 合 計 (A+B)	2,941,923
D 負 債 合 計	2,468,559
E 純 資 産 (C-D)	473,365

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

